

高崎警察署協議会議事録

(令和5年度第3回定例会議)

開催日時	令和5年12月15日(金) 視察 午後1時10分から午後3時までの間 定例会議 午後3時30分から午後5時05分までの間		
開催場所	視察 江田庁舎 定例会議 高崎警察署 大会議室		
出席者	委員 (定数15人)	徳島会長、滝澤委員、上井委員、朝比奈委員、石井委員 渡辺委員、伊藤委員、水井委員、羽鳥委員、鈴木委員 金井委員、大澤委員	計12人
	警察	手島署長、川浦副署長、今泉警務兼地域官、一倉会計官 中根刑事生活安全官、藤井交通官、白石警務課長、警務係長	計8人
	その他		
議 事 の 概 要			
<p>1 挨拶概要</p> <p>(1) 会長挨拶 公私ともに忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。 先ほど交通機動隊及び鑑識科学センターの視察を行い、警察活動の一端を理解する機会となった。 また、前回会議で警察側から諮問があったので、委員の皆さんの意見を取りまとめて答申としたい。 本定例会議が有意義な場となるよう、委員の皆さんの協力をお願いしたい。</p> <p>(2) 署長挨拶 年末を控え公私ともに忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。 前回会議での諮問に対する答申について、市民目線からの忌憚のない意見をいただきたく、お願い申し上げます。年末年始を控え、市民が安全安心を実感できるよう引き続き署員一丸となって真摯に取り組んでいく所存である。</p> <p>2 概況説明事項(説明者 署長)</p> <p>(1) 刑法犯認知、事件検挙状況 (2) 特殊詐欺認知状況、被害防止活動、事件検挙状況 (3) 交通事故発生状況、死亡事故発生状況、交通事故防止啓発活動状況 (4) 110番通報受理状況 (5) その他警察活動</p> <p>3 協議(○～委員、●～署長等)</p> <p>(1) 諮問事項 前回定例会議で「優秀な人材確保と若手の人材育成のための方策」について委員に諮問しておいたところ、次の意見等がなされた。 警察のこれまでの採用活動である ○ ポスターやInstagramなどの広報媒体の活用 ○ 高校、大学などに対する募集活動 ○ 多くの集客のある施設での情報発信</p>			

などの継続実施に加え、媒体の活用方法として、

- 若者は、新聞やテレビを見ていないのが現状であり、反面、SNSはよく見ている。就職活動では、専用サイトやアプリをよく利用している。
- 媒体への掲載については、文字を少なくし、写真や動画の活用など見て分かるような、見てもらうための工夫が必要ではないか。
- 県警のフォロワー数は極めて少ないので、まずInstagramなどを行っていることの情報発信に加え、多くの人が見たいと思う情報発信やフォロワー数を増やしていくための工夫が必要ではないか。

との意見がなされたほか、募集活動に際して、

- 情報発信の手段として受験対象者が、どのようなアプリを活用して採用情報入手しているかを調査し、そのニーズに応じた情報発信手段を活用した活動を推進する必要がある。（LINEのQRコードによる情報発信が一般会社でも実施されており、非対面型の多くの問い合わせがある。）
- JR高崎駅の構内放送やディスプレイを活用してはどうか。

などととも、

- 警察イコール柔道、剣道というイメージがあるが、その他のスポーツクラブを奨励し、スポーツを通じた魅力発信を検討してみてもどうか。
- 学校の採用担当者、先生からの推薦制度の導入を検討してみてもどうか。

などの意見がなされた。

(2) 委員からの事前質問に対する回答説明

- 警察官の家庭訪問時に本当の警察官か不安になり、色々な質問をされるが、どこまで答えて良いか悩むことがある。〔質問〕
- 巡回連絡は、警察法第2条に基づき行うもので、受持区の家庭・事業所等を訪問し犯罪予防、災害事故防止等に関する指導・連絡、困りごと、意見要望の聴取にあたる活動である。答えたくない事を無理に聞くことはなく、任意の協力を得て行う重要な活動であることから、御理解と御協力をお願いしたい。〔回答〕
- 最近、あまりパトカーを見かけないのでパトロールをしていただきたい。〔要望〕
- パトロールは随時行っており、年末に向けて赤色灯を回転させた警戒警ら強化している。〔回答〕
- 高齢運転者が、周りの運転手が注意喚起のクラクションを鳴らしているのに、焦る様子もなく信号を無視して走行する現場を目撃した。高齢者に一番身近な民生委員に高齢ドライバー運転研修会を行ってみてはどうか。〔質問〕
- より多くの高齢者に対して交通安全啓発活動を行うため、民生委員への声かけも含めて広く参加を募りたい。〔回答〕
- 高崎駅で宗教勧誘のような人をよく見かけ、声をかけられ迷惑に思うことがある。そのような行為がなくなれば良いと思う。〔要望〕
- 警察としても相談を受ける等して把握しており、通報があつて臨場した際、違法と認められる行為があれば、厳正に対処する必要があると考えている一方、信教の自由は憲法で保障されており、勧誘行為を即違法と判断することは難しいと言わざるを得ないと考えている。つきまとわれたりして困ったときは、駅の交番に駆け込んだり、110番通報するなどしていただきたい。〔回答〕

(3) 質問、意見、要望等

- 前回会議で要望させてもらった県道30号線（寺尾・藤岡線）の「根小屋町信号交差点」における右折車両の渋滞の案件が、スムーズになって改善されていたので御礼を申し上げる。〔御礼〕

● 今後も意見、要望を上げていただければ、適正に対処させていただく。〔回答〕

4 視察

午後1時10分から午後3時までの間、警察本部江田庁舎の交通機動隊、鑑識科学センターの視察を行った。

5 備考

次回の定例会議を、令和6年2月16日（金）に開催する予定とした。